

新潟県

63年

# 公民館月報

2月

第420号

## 特集 公民館初任者講座7

——教育委員会事務局と公民館——



富岡惣一郎

「北アルプス信濃川源流」

1976年

167×135cm油彩・キャンバス

新潟県美術博物館蔵

富岡惣一郎(1922～)は上越市出身。自ら苦心の未創り出した「トミオカ・ホワイト」と呼ばれる絵具で、雪国をテーマに白と黒の世界を追求している。日本各地の雪を執拗に追い続ける作者は、北アルプスの山々をヘリコプターから取材した。鳥のように上空から見る雄大で量感あふれる山容は、平面に構成されシャープで象徴性に富む造型詩に姿を変えた。

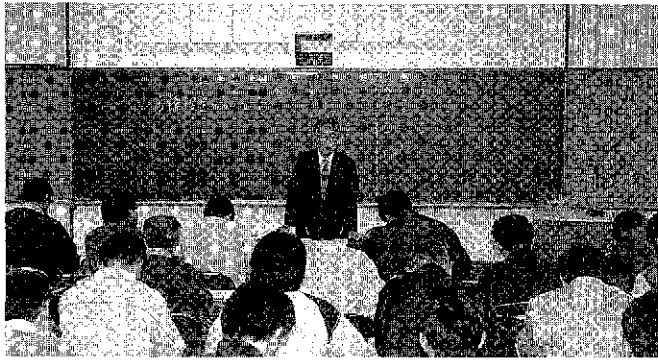
初任職員のおふれる熱気

# 公民館職員研修終る

## ユニークな手法が好評

去る12月3・4日にわたり、今年度新規の主催事業として期待された公民館職員研修会が、県青少年研修センター(巻町越前浜)で実施された。

主題を「学習プログラムの立案」におき、演習を主体とした特色ある研修で好評を博した。



主任講師吉川教授による講義

受講者総数36名(うち女性5名)。年齢は60歳を筆頭に50歳台3名を含め平均年齢35・4歳。公民館勤務年数では、4年2名、3年11名が13名、他の21名は1年未満の者ばかりであった。

研修の特色は、①受講申し込みに当って所定の様式によるレポートの提出を求め、受講者の参加意識を高めるとともに、当局の側からは、受講者の問題意識を予め把握できたこと。それにより、より適切な指導の手がうてたこと。②主任講師吉川教授(新潟大学)による指導テキスト「社会教育における学習プログラム立案の方法と手順」を受講許可者に予め送付し、事前学習を奨めたこと。③ジャンル別に5群の班編成による小集団演習で具体的な学習プログラム立案の手法が体得できるようになったこと等々であった。

特色の第二は、第2日目の研修「公民館職員の心構え」において、ややもすると抽象論・観念論になりがちな点を、広井副参事(県社会教育課)の指導により、「討議法」と折衷した演習手法により、成果をあげた。また、第三には、特別講師伊藤周左衛門氏(和泉雅子北極探検支援副隊長)による講義は、困難な仕事に挑戦する者の意気込みを説いたもので、受講者に深い感銘を与えた。

その他にも、受講者相互の人間むすびつきを、より早く、より深いものにすべくレク演習等にも細心の配慮がなされ、好評を博した。

### 調査結果から

研修の全日程終了後、受講者の調査から次の結果を得た。

- 1、一泊二日の研修日程は①適当な長さだ：26人
- ②二泊三日でゆとりを：7人
- 2、レポートの提出や、テキストによる事前学習を求めたが①大変役に立った：33人
- ②他の反応：0人



小集団に分かれての演習



全体集会での発表活動

3、「学習プログラムの立案」をメインテーマにしたが①適切だった：31人

②情報交換も重要：2人

4、演習は実際的で、役に立つと思うか①ハウ・ツーがよく解り役に立った：18人

②あまり役に立たなかった：16人

右の②と答えた16人の理由は、モデルが自分の市町村でないので実感がわかなかつたからと答えたものが6人で、他の10人は、「時間が少なく演習が中途半端だったから」と答えたもので、大部分は「演習」そのものには肯定的であった。

5、研修の全体をとおして、今後の要望の主なものは次のとおりであった。

- ①演習の時間をもっと長くし、ゆとりのある研修を。
- ②公民館職員の専門性が叫ばれている今日、今回のような実務的な研修会は意義深い。今後継続してほしい。
- ③公民館事業は、市町村によって多少の違いはあるが、大体同じ問題をかかえていると思うから、グループ別に問題を出しあつてフリートーンキングで深める方法を採用したらどうか。
- ④大人の研修にふさわしい会場にしてほしい。
- ⑤特別講義は今後も一般教養で。

# 公民館職員研修 受講者の所感

公民館職員研修の日程終了直後(12月4日午後)研修の結果を評価し、次年度の計画立案の資料にするため、全受講者から感想文を提出してもらった。  
経験年数6か月という人たちの中から比較的角度の異つたもの4篇を紹介する。

柏崎市中央公民館

係長 品田 尚道

他の新任職員の研究会にも参加しましたが、型通りの講義ばかりで、今回のようなパラエティに富んだ(研修プログラム)楽しい研修はありませんでした。ただただらと思いました。

た。内容の充実さと習熟度は抜群だったと思います。  
吉川先生の講義時間をもっと

村上市中央公民館

主事 大滝 慈光

結論から初任の職員同志の集まり、すなわち等質集団の中の二日間。他の市町村の方々と知りあえたり、共通の話題も

## 辛 口

激動し変容する社会にあつて地域もその影響を受けるのは当然のことである。時代の必要に応じて生きていかねばならないからである。

社会教育の大きな担



い手である公民館も、その激しい社会の変化への対応を迫られてい。つまり、公民館活動はますます多様化し、高度化し、個別化の必要があると思われている。

### 今、考える問題点

田 中 光 夫

が、ニーズに対応出来る態勢づくりが可能なものか疑問を感じる。このころは、十年一日のごとく同じ事業を繰り返してたり、趣味・娯楽・教養・スポーツ活動の場である。その

また、助言者からの指導の間が少なかつたようです。助言にとどまらず、いろいろと体験談なども話していただける時間があつた方がよかつたと思われ

何はともあれ、素晴らしい研修会をやつていただき有難うございました。感謝申し上げます。

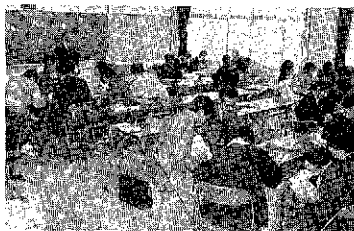
ため、生涯学習体系の確立と新しいコミュニティの形成という課題にがっぷりと取り組まなければならぬ。

公民館は、地域性・公共性を持つ社会教育機関である。また、自治能力向上のために、一甚だ難しいことではあるが、一生活を高める学習活動の場である。その

豊富でした。当初の予想をくつがえす実りのある研修会でした。今までの研修会に参加しましたが、その度「このたびの研修の趣旨は……」と成果が上がるどころか逆に裏に考えさせられたりしました。

山古志村公民館

主事 齊藤 末松



バスセッション

社会教育の仕事の担当となつて、事業をこなしていくのがやつとという中から、自分なりに反省点や問題点が見えてきた矢先の研修会。自分の体験の中

からの悩みや問題点を考える上で非常によい研修になったと思つた。  
一人で悩むことよりも、大勢で問題を出しあいながら考えていくことが、仕事の方向を見つけるのによりよいものになつていく。

時期的にも、仕事が一段落したこの時期を選んでもらつてよかった。同じ仲間が、自分と同じようなことを悩みながら仕事をしていることに安心感を覚えると共に、これからの大変だなぁとも思う。

燕市中央公民館

主任 阿部 悦子

今年始めて入つた公民館。不安でいっぱいであつたが、職場のよき先輩たちに支えられてやつてきて早八か月が経つた。公民館の右も左もわからない私にとつて、今回の研修は、同じ仕事をしている仲間にあつたこと、話を聞けたことが、これからの仕事をする上でとても参考になり、意欲にもなつた。  
伊藤さんの話にあつたように「やらなければ結果は生まれない」を心に定め、まだまだ未熟で失敗だらけの毎日ですが、私なりに頑張りたいと思つています。これからもこのような研修で同じ仲間たちにあつたいものです。

執筆者紹介  
県社会教育課副参事

広井 太計夫 氏

昭和47年度下越教育事務所社  
教主事。48年から53年まで、本  
庁社会教育課で、公民館等の施  
設担当・視聴覚教育・家庭教育  
担当の社教主事を歴任。

昭和60年4月から再び県社会  
教育課副参事、成人教育係長事  
務取扱・社会教育主事事務取扱  
として、県社会教育行政の中核  
として活躍中の方。



広井 氏

# 7 講座 任者

## 務局と公民館

### 一、行政機関と教育機関

#### (1) 市町村の社会教育行政組織

社会教育行政についての決定権を持つ行政機関は教育委員会であり、社会教育課は教育委員会の権限に属する事務を処理するために置かれた教育委員会事務局の内部組織としての一課である。

教育委員会は、地方自治法で定めているように執行機関であり、同法一八〇条の八に「別に法律の定めるところにより」とあるのは、「地法教育行政の組織及び運営に関する法律」のことである。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「地教法」と略記する)23条に、教育委員会の職務権限について規定しているが、これは、教育行政(当然社会教育行政を含む)の執行機関であることを意味している。

#### (2) 行政組織における公民館等の位置づけ

公民館は、地方自治法による公の施設であり、教育基本法に基づき社会教育のための施設であり、地教法では、教育機関と定めている。教育機関は、地教法の23条の規定により、教育委員会の所管に属するものであるから、公民館等社会教育施設は、

### 教育基本法

#### (社会教育)

第七條 家庭教育及び勤労の場所その他の社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

### 地方自治法

#### (公共の施設)

第二百四十四條 普通地方公共団体は、住民の福祉を促進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という)を設けるものとする。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

#### (教育機関の設置)

第三十條 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の新修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

第三十二條 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。

設は、教育委員会事務局の社会教育課の所管となる。

このように考えてくると、市町村社会教育行政組織は、教育委員会、教育長、教育委員会事務局と公民館等社会教育機関と

が一体となつて構成しているものであり、これらが相互に意志の疎通を図りながら、住民への教育サービス提供機能を果たすことが望ましいと言えよう。

口一万人未満9.56(一六・一%)と極めて低く(表1)また、公民館に教育委員会(又は社会教育課)の同居しているところが4市27町村ある。更に、専有施設を有しない公民館本館が68.28(二三・六%)ある。(表2)

(表1) 市町村社会教育行政組織 (昭62.5 県社会教育課調べ)

区分	年次	市町村		課設置		係設置		課・係未設置	
		教委数	教委数	比率%	教委数	比率%	教委数	比率%	
市	55	20	20	100.0	—	—	—	—	
	62	20	20	100.0	—	—	—	—	
町村	人口1万	37	9	24.3	20	54.1	8	21.6	
	人以上	62	36	58.0	11	30.6	7	19.4	
	人口1万	55	54	9.3	24	44.4	25	46.3	
	人未満	62	56	9	32	57.1	15	26.4	
合計	55	111	34	30.6	44	39.7	33	29.7	
	62	112	47	42.0	43	38.4	22	19.6	

(表2) 公民館施設調査 (昭和62.5.1現在 県社会教育課調べ)

規模	専用施設を有するもの						専用施設なし		合計	総計
	330㎡未満	330~660㎡未満	660~1,000㎡未満	1,000㎡以上	小計	本館	分館			
区分	本館	分館	本館	分館	本館	分館	本館	分館	本館	分館
単独	12	140	55	31	32	2	32	3	131	140
複合	22	27	20	3	19	5	28	2	89	37
合計	34	131	75	34	51	7	60	5	220	177

の役割分担の明確化のためには、社会教育課の設置及び専有施設を有する公民館の設備や専任の社会教育主事・公民館主事の設備が望まれる。

社会教育においては、学校教育と違って、行政機関に比べて未整備の状態が長く続いたために、行政事務のすべてを教育委員会が担当しなければならない実状があり、それが習慣的に継続してきたと思われる。教育委員会と公民館

# 初 民 館 公

## 事 會 員 委 員 教 育

社会教育行政組織の未分化が解消されない原因の一つに法文の解釈の問題がある。このことについて、二つのことを説明する。

(1) 事務と事業

行政法令でいう「事務」は、国や地方公共団体等の組織体において、その組織体のためにする行為全般を指し、権力的。非権力的のすべてを含むもので、「仕事」とほとんど同意義で用いられる。地教法23条は（前出）、教育委員会の権限について

余等の開催及びその奨励に關すること。  
十二 被公衆に対する社会教育資料の刊行に關すること。  
十三 視聽覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に關すること。  
十四 情報の交換及び調査研究に關すること。  
十五 その他第三条の任務を達成するために必要な事務。

（公民館の事業）  
第二十二條 公民館は、第二十條の目的達成のために、おむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法律によつて禁止されたものは、この限りでない。  
一 青年学級の開設及び運営に關すること。  
二 所管に屬する学校の行つた社会教育のための講義の開設及びその奨励に關すること。  
三 講座の開設及び討論會、講習會、講演會、展示會その他の集會の開催並びにこれらの奨励に關すること。  
四 職業教育及び産業に關する科学技術指導のための集會の開催及びその奨励に關すること。  
五 生活の科学化の指導のための集會の開催及びその奨励に關すること。  
六 運動會、競技會その他体育指導のための集會の開催及びその奨励に關すること。  
七 音楽、演劇、美術その他芸術の發表

（公民館の事業）  
第二十二條 公民館は、第二十條の目的達成のために、おむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法律によつて禁止されたものは、この限りでない。  
一 青年学級の開設及び運営に關すること。  
二 所管に屬する学校の行つた社会教育のための講義の開設及びその奨励に關すること。  
三 講座の開設及び討論會、講習會、講演會、展示會その他の集會の開催並びにこれらの奨励に關すること。  
四 職業教育及び産業に關する科学技術指導のための集會の開催及びその奨励に關すること。  
五 生活の科学化の指導のための集會の開催及びその奨励に關すること。  
六 運動會、競技會その他体育指導のための集會の開催及びその奨励に關すること。  
七 音楽、演劇、美術その他芸術の發表

定めているが、ここにあげていないすべての仕事を5人の教育委員だけで処理するというのではなく、教育委員会という執行機関の責任において処理すべきものというのである。実際は、教育委員会の補助機関がそれぞれ分担して遂行することになる。

社会教育法5条も同じ解釈である。同条の各号に、市町村教育委員会の責任事項をあげている。つまり、教育委員会、所管の教育機関と一体となって、責任事項を遂行することになる。

このように「事務」ということは、それが法律的・事実的の如何を問わず、行政機関がなすべき仕事の範囲（職務権限）を意味する用い方が多い。（学教法28条④「事務職員は事務に従事する」のように、教育・技術等に対比概念として用い、「職務権限」を意味する事務とは違った使い方をしている場合もある。

（2）社会教育法5条と22条との類似性について

このことについては、しばしば論議されることであるが、それは、教育委員会と公民館とを同格の立場において、列記事項を平面的に比較していることに因するよう思われる。

公民館は、教育委員会所管の教育機関であり、教育委員会は公民館の運営について管理する立場にある。（社会教育法5条3号）。つまり、教育委員会は、公民館の人的、物的及び運営管理について指揮監督や維持保全をし、経費支出等の権限を与えられている。

社会教育事業に關して、教育委員会と社会教育施設との係わりについては、社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に對処する社会教育のあり方について」の写しの送付について（昭和46・5・15、文社社105 都道府県教育委員会教育長あて、文部省社会教育局長通知）の中で、将来方向の望ましい姿として次のように示している。

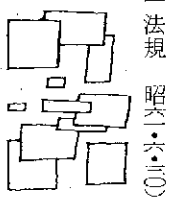
イ 市町村教育委員会  
市町村教育委員会は、公民館その他の社会教育施設の充実に努め、これらの施設を通じて社会教育事業を行うこととを原則とし直接市町村住民を対象とする社会教育事業を行うこととできるかぎり即断すること。

なお、この通知は、「一五日」通知として知られ、社会教育行政関係者にとつて、入門必読の通知とされているので、一度目を通すことをすすめたい。  
（参考文献）  
今村武俊編著  
「社会教育行政入門」  
（第一法規昭和四〇・〇）初版本）  
「法令用語事典」  
（学陽書房昭和四〇・〇）上版）  
昭和六二年版  
「社会教育行政必携」  
（第一法規 昭六・六二〇）

「事業」とは、一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行をいう。国有財産法3条2項1号で「国の事務。事業」と使い分けているが、事業という觀念は、同種の行為の反復継続的遂行が、一定の目的に統一され、かつ、その方法が権力の行使を本体とせず、法律的な効果をもたらす行為を含まない場合を指すのに対し、事務

という觀念は、このような事業の実施に当たって反復継続的に行われる個々の行為を指すとともに、広く地方公共団体等組織行為全般を指すものといえよう。社会教育法22条の「事業」も、このような意味に解するのが妥当である。各号の事項は、まさに事実的行為であつて、法律上の権利義務の発生や消滅をもたらすような法律的行為ではないのである。

このように、教育委員会と公民館との關係を管理機關とその所管下の教育機関ととらえるならば、前述の5条と22条の類似性についての疑問は解消されるであらう。

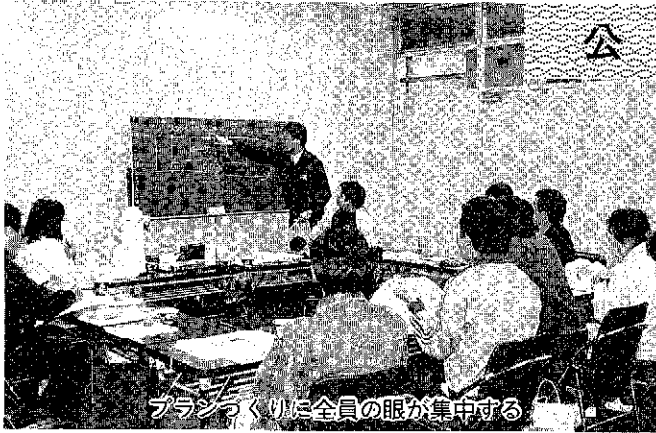


# 公民館探訪記

## 多彩な青年活動

### 青年わくわく村

#### 長岡市中央公民館を訪ねて



全員に目を集中する

昭和60年の「国際青年年」を記念するイベントとして実施した「青年わくわく村」事業を一年限りで終わらせることを惜しむ声が高かったことから、今なお続けられているのだという。

真剣に「打ち込んでいる」青年たちの姿が稀少価値として輝いて見えた。

新潟を発つ時は晴れ、雨になっていた。暮れるに早、い冬の日がとつぷりと暮れた午後六時すぎ、中央公民館の前に立った。

今日、11月24日、月一回開かれている「青年わくわく村」の村民例会の日。午後七時開会なのでもうしばらく時間があ

る。事務室を訪れると、木宮館長補佐が待っていてくれた。その部屋の一角では、最前から、担当の内山主事を囲んで、今日の村民例会の世話役と思われる数人が打ち合わせに余念がなかった。

「青年わくわく村」の住民は15人。過去三年間で住民の増減は殆んどな

いという。構成メンバーは自称青年という35歳の住民や高専在学中の学生もいるなど極めて多様な由、不思議なことに公務員が一人もいないのはどうしてだろうかと関係者は首をかしげていた。

主な活動内容は、青年ならではのと思われる発想の新鮮さと行動性のあるものが取り上げられている。例えば、「何でも体験してみようシリーズ」と銘うって「ナイトウォークと坐禅」をセットした事業や「手づくりポット下りレース」や「史跡めぐりとクリーン作戦」といったイベントの展開。「わが街きらめきセミナー」では自分の生まれ育った長岡の歴史を探り、未来を見つめる学習活動。あるいは、「なごりかわが街マップ作戦」(タウンマップづくり)などの活動が展開されている。

この活動の特色は「わくわく村」の住民そのものは15人だけれども、一つひとつのイベントに村民以外の不特定多数の人たち呼びかけていることであ

る。つまり、15人の村人はイベントの仕掛人となって、多くの参加者を得て活気に満ちた事業を展開しているものである。それらの中で「タウンマップづくり」だけは村人のみの活動であるようだ。

私の訪れた日の例会は、近日常実施予定の「ポイントウォーキング&クリーン作戦」の詳細打ち合わせと「タウンマップづくり」の取材計画の作成であった。定刻の七時には、今日集れる村人の殆んどは集まり例会は始められた。忙しい仕事を抱えての青年たちだから15人の全員が集まれるのは至難のようである。会の前半に出席できても中途で退席する人、途中から駆けつける人も幾人かいたが、「なぜ」とせんざくはしない。遅れて人って来た人が「おやつ」の差し入れをする……などまことに自由で和やかな雰囲気である。

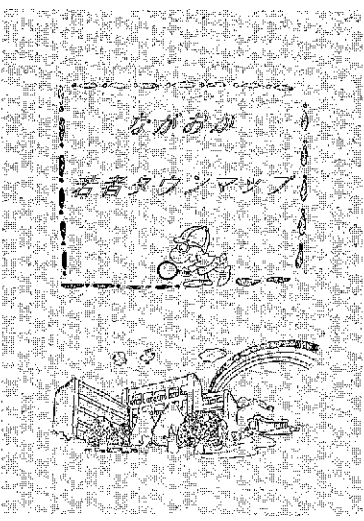
そして、一様に真剣である。そんな村人たちに幾つかの質問を投げかけてみた。「わくわく村」の仕事にどうしてこんな「打ち込んでいるのか」と。すると即座に答え

が返ってきた。曰く「仲間ということ自体が楽しい」「一つの仕事を仕上げたあとの充実感がたまらない」という。また、「公民館が、青年たちの「触れあいの場」なのだということ知らせていた」とも言っていた。

多くの青年たちのための仕掛人をもって任じている「わくわく村」の任人たちの中に入りこんでいるもう一人の仕掛人、それは公民館の内山主事さんである。ことを忘れるわけにはいかない。

九時を過ぎても、なお例会は終る気配を示さず熱気にあふれている。その会場から、編集子一人、帰りの列車の時間が気になって、失礼することにした。「クリーン作戦」と「タウンマップ第二集」が立派に完成することを祈りながら。(上村記)

(タウンマップ第一集)



# 文芸さんぼく

## 山北町公民館

山北町教育委員会発行の「文芸さんぼく」(第3号)が贈られてきた。A5判144ページの大幅である。

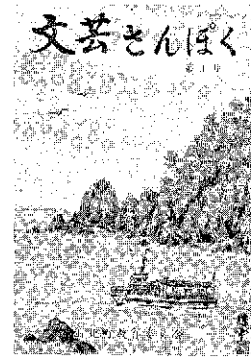
小説・随想・詩・俳句・短歌等々文芸のあらゆるジャンルの作品が載っている。いずれも郷土色豊かな、山北町ならではの住作ばかりである。その上「評論」も取り上げており目をひかれた。

そこで、書かでもの蛇足の提案を一つ記したい。

この種の文芸誌はややもすると作品が掲載されている投稿者には興味関心の強いものであるが大方には活用されない傾向があり、それではもったいない。

公民館の学習活動のための、素材であったり教材として活用することはできないものか。

つまり、詩作・句作りのテキストにも活用できようが、それ以上に、例えば、評論の項の、「自分の文化」



(稲葉稔)の一文などは公民館活動のための、問題、課題として取り上げられまいか。こうした素材として活用できれば、文芸誌もより新しい役割を持つことになり、生きて働くのではあるまいか。

# 情報広場

## 手づくり 親子創作文集

### 羽茂町公民館

羽茂町公民館では、小学校一年生～三年生の児童とその父・母を対象とした親子読書活動を実施して11年目を迎えている。

毎年9月から12月にかけて12回、毎週、回夜2時間にわたり、「読み聞かせ」「紙芝居」「OH Pの物語」「16mm映画」「イメー」など、その活動はまことに多彩である。

中でも特に力を入れているのが「おはなしのり」(創作文集の作製)である。このほどその第2集が刊行された。

うぐいす色の表紙に、子どもの命名による「おはなしのり」の題字。B5版、88ページ・ガリ版刷装綴じ

の文集には、親子連名の「おはなし」とイラストが夢いっばいに24編(親子読書活動全参加の親子の作品)が掲載されている。

以下公民館報「はもち」110号の紹介記事を抜粋転載する。

昨年に続いたの創作文章「おはなしのり」の作成には特に力がこもり、物語の発想は子・組み立ては親・肉付けは「しよ」に、原稿書きは子・清書は親・さし絵(イラスト)は子とそれぞれ分担し、印刷から製本まで全く手づくりで心をこめてつくっています。(以下略)

## 関川村公民館

### 主事 佐藤 栄子さん(31歳)

昭和54年春、体育専門の大学卒業と同時に新採用の村職員となつて以来の公民館職員。配属転換が早いといわれる公民館界にあつて、9年目のベテラン。



「いま、どんな仕事を手がけているんですか？」

「体育が専門なもので、公民館の事業といつても、軽スポーツや体育面の仕事が多くなっています。」

「公民館の仕事は、女

性にとつては大変でしょう？」

「夜も早く帰れないし、土・日はないし、大変です。でも、今は指導員の方と二人なので……」

「家庭を犠牲にしているわけ？」

「ええ、まあでも婿とりなんです」とクスクと笑った。

「これからの抱負は？」

「今、新築中の体育館の完成が楽しみです。何しろ近隣の町村にはない素晴らしい体育館ができるんですよ。この体育館で村人のみんなが、健康で長生きできるように役立つ仕事をしていきたい」と目を輝かせて話してくれた。(上村 記)

# 素顔 拝見

村上市中央公民館 社教主事 田嶋 雄洋氏(30歳)

生え抜きの社会教育課・公民館担当、8年目を迎えるベテランである。



主として青年対象の事業に取り組んでいるという。親子ふれあい活動・郷土研究・リ・ダイ研究・ボランティアサークル活動など、バラエティにとんだ事業を手がけている。

「青少年対象事業で留意していることはどんなことですか？」

「……つひとつの事業を、通りいっぺんの企画でなしに、もう一歩深く掘りさげてアイデア探

しをするのとです。例えば、夜食を食べるスプーンや、優勝旗もありきたりのものではなくしに手づくりのものにするなどです。そして、私自身も、その活動(事業)の中に遊ぶ部分を作っておくんです。私自身がのめりこんで、感動できる事業にしておくとこきつと成功するんです……」

とても二人の子どもの父親とは見えない若々しさで、機関銃のように公民館への夢が飛び出しましたまだ続く。(上村 記)

# おはなしのり

親子創作集 第2集



羽茂町 親子読書活動



# 県事業紹介

県立自然科学館

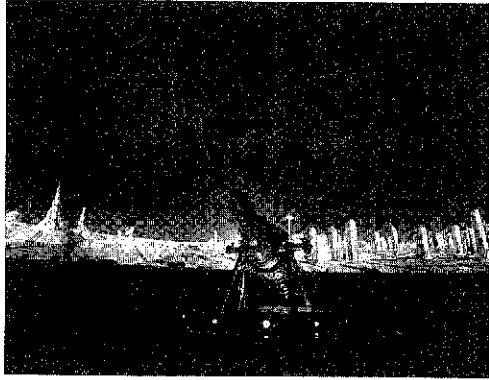
プラネタリウム

## 宇宙を広げた人々

冬の美しい星座を紹介いたします。  
光をたくさん集めることの出来る望遠鏡は、より微かな光を見ることができません。より遠くの宇宙が見えるのです。  
望遠鏡の発達に努力し、宇宙を広げた

人々もあわせて紹介いたします。  
○放映機関 3月6日(日)まで、平日は2回、日曜祝日は5回放映します。  
○観覧料 通常の入館料 小中学生300円、大人500円  
詳細は、新潟県立自然科学館まで電話で  
○二五—二八二—三三三一

〔写真〕



未来都市の上空に四季の星座が写し込まれる。中央の機体がプラネタリウム本体。

### 放映のご案内

#### ●放映時刻

平日		11:00		14:30	
日曜・祝日	9:50	11:00	13:20	14:30	15:40

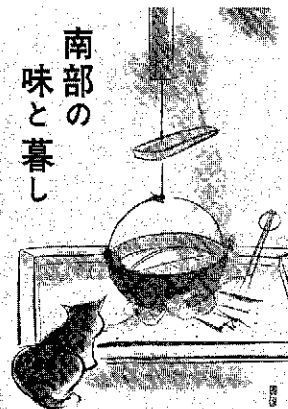
- ・1回の放映に約40分かかります。
- ・定時 210名(全員着席制)
- ・途中で出入りすることはできません。

### 良書紹介

## 伝統行事と郷土料理の集大成 南部の味と暮し

新井市公民館南支館

他三団体との共同発行



南部の味と暮し

### あとがき

◇「ふれあいの広場」というタイトルの文部省選定映像ビデオテープ(試写用見本)が当事務局にあります。

公民館のすばらしさをPRするために製作されたものです。いかにして地域の人たちに公民館の役割を知ってもらうかが、昨今の重要テーマになっている折から、集会活動や公民館まつりなどで大ぜいの人が集る機会や、学級講座の開講式などに利用でき、大いに役立つものと思えます。

新井市公民館の南支館では、婦人学習グループ「よもぎの会」と、南部地区食生活改善推進員グループとの共同による学習活動の成果を「南部の味と暮らし」の冊子にして刊行した。

「長い歳月を南部の風土にはぐくまれながら伝えられてきた郷土料理を、次の世代に伝えることと、その郷土料理を集約する中で地域を越えた交流を行うことを目的」(編集後記から)としている。

カラー作品 25分 VHS・βの両方あり。価格六、〇〇〇円  
発売元は教友社  
一六mm映画もあり。二〇、〇〇〇円

試写をご希望の向きは、当事務局にある見本(VHSのみ)を無料で貸し出しますのでご一報ください。但し送料は負担願います。

◇立春を迎えたとたん大荒れになりました。多雪地では大変でしょう。

最近各地の克雪・利雪のまちづくりの様子が報道されていますが、その仕掛人は公民館の関

発行所 新潟県公民館連合会

【新潟市川端町2-9・県林業会館内】  
【電話・新潟(025)224-6073】

発行人 会長 志水 巨

編集人 事務局長 上村 捨二郎  
【定価1部120円 年共1,440円】

係者なのでは?と思う今日このごろです。そうした実践のようすを事務局へ報せてください。(上村記)

新井市公民館南支館  
電話〇三三—五—三三〇